

# 消費税軽減税率対応 個別指導のご案内

消費増税  
に備える

2019年10月から消費税率10%引き上げと、同時に軽減税率制度導入を控え、消費税の円滑かつ適正な転嫁確保対策を含め、自社の正確な経営状況を把握することが、ますます求められます。また、請求書・領収書の発行、毎日の経理処理についても、複数税率に対応する中小企業者の理解が必要となります。今回の個別指導では、軽減税率制度及びそれに対応する経理や顧客消費者への対応は、どのようにすればよいのかを、個別指導でわかりやすくアシスタントいたします。

と き 平成31年2月5日(火)と7日(木)の2日間 10:00~16:00

と ころ 伊勢小俣町商工会 相談室

講 師 税理士 瀬古浩文氏

参加条件 中小企業・小規模事業者

お申込 完全予約制とさせていただきます

締め切り 定員になり次第終了

## こんな方にオススメ!

- 軽減税率の対応品目がイマイチ理解できていない!
- 日々の経理処理がどう変わるかわからない!
- 消費税率10%に備えて、自社商品への転嫁対策・経営力アツプを図りたい!
- 売上や仕入の額を、消費税率により区分する経理処理を確認したい!

### 消費税軽減税率対応 個別指導申込書 (定員になり次第終了)

事業所名			
出席者名	希 望 日	2/5 ・ 2/7	①10:00~ ②11:00~ ③13:00~ ④14:00~ ⑤15:00~
電話番号	( )	-	
お問合せ・お申込 伊勢小俣町商工会 Tel 22-3619/Fax 22-3763 《担当: 岡咲・下村》			